

平成 23 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 10 号

専決処分の報告について

函館市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 23 年 3 月 31 日次のとおり専決したので、議会の承認を求める。

平成 23 年 5 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

函館市福祉事務所設置条例（昭和 48 年函館市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成 22 年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。